

広島県告示第六百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年六月四日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	株式会社NT Tデータ
住所又は事務 所の所在地	東京都江東区豊 洲三丁目三番三 号
指定をした日	令和八年五月 二二日
納付事務に係る歳 入等の内 容	電子申請システム を利用した行政手 続に係る手数料等
歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる 期 間	令和八年八月一日 から令和一〇年七 月三十一日まで